

令和6年第3回芳賀町教育委員会会議録

- | | | | |
|---|------|--------------|--------|
| 1 | 期 日 | 令和6年3月8日（火） | |
| 2 | 場 所 | 芳賀町役場201会議室 | |
| 3 | 開 会 | 午後1時54分 | |
| 4 | 出席委員 | 教 育 長 | 古 壕 秀一 |
| | | 教育長職務代理者 | 沼 能 寿之 |
| | | 委 員 | 黒 崎 厚央 |
| | | 委 員 | 塩 野 由子 |
| | | 委 員 | 山 口 友也 |
| 5 | 出席職員 | 学校教育課長 | 小 林 芳浩 |
| | | 生涯学習課長 | 仲 尾 周 |
| | | 学校教育課指導主事 | 高 橋 輝秋 |
| 6 | 書 記 | 学校教育課課長補佐兼係長 | 野 沢 幸代 |
| 7 | 議 題 | | |
- 報告第3号 令和5年度小中学校優秀児童生徒表彰内容の一部訂正について
- 議案第6号 教育委員会公告式規則の一部改正について
- 議案第7号 芳賀町教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 議案第8号 芳賀町奨学資金貸与規則の一部改正について
- 議案第9号 芳賀町スクールバスの管理及び運行規則の一部改正について
- 議案第10号 芳賀町部活動地域移行検討委員会設置要綱の制定について
- 議案第11号 芳賀町立小中学校学習指導助手配置要綱の一部改正について
- 議案第12号 芳賀町教育相談員の配置要綱の一部改正について
- 議案第13号 芳賀町就学援助費交付要綱の一部改正について
- 議案第14号 芳賀町通学路安全対策推進協議会設置要綱の一部改正について
- 議案第15号 芳賀町スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正について
- 議案第16号 芳賀町学校給食食材費高騰対策補助金交付要綱の一部改正について
- 議案第17号 芳賀町特別支援教育補助員取扱要領の一部改正について
- 議案第18号 芳賀町学校職員服務規程の一部改正について
- 議案第19号 生涯学習施設利用団体等の使用料減免認定について
- 議案第20号 令和6年度芳賀町小中学校県費負担職員の異動について

8 議事の内容

発言者	内 容
古壕教育長	ただ今の出席委員は、4 人です。 定足数に達しておりますので、これから令和 6 年第 3 回芳賀町教育委員会会議を開会します。 会期の決定を行います。会期は本日 1 日と決定したいと思いますがこれにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
古壕教育長	異議なしと認めます。 従って会期は、本日 1 日と決定しました。 芳賀町教育委員会会議規則第 20 条の規定により、前回会議録の承認を行います。 先程、前回会議録署名委員の署名をいただきましたが、これを承認することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
古壕教育長	異議なしと認めます。 従って前回の会議録は、承認されました。 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は会議規則第 21 条の規定により、沼能寿之委員にお願いします。 教育長事務報告を行います。 ＜資料に基づき下報告を行った。＞
古壕教育長	それでは議事に入る前に、議案第 20 号については、人事に関する議案であるため、非公開としてよろしいでしょうか。
委員全員	異議なし。
古壕教育長	報告第 3 号、令和 5 年度小中学校優秀児童生徒表彰内容の一部訂正について件を議題とします。報告案件ですので、課長から説明をお願いします。
小林課長	前回の令和 6 年第 2 回会議で議決していただきました表彰内容に訂正がありました。資料 1、2 ページをご覧ください。2、文化活動での優秀者、黄色の部分です。10 番から 16 番については、県大会での金賞が表彰の対象となっていました。東関東大会に出場して銀賞という成績が最終結果であったため、訂正させていただくものです。
古壕教育長	具体的にはメダルが追加されたということですね。
小林課長	はい。東関東大会で銀賞の成績を修めたため、メダルの授与が追加されています。
古壕教育長	皆様からご質問があればお受けします。
委員全員	(質問なし)

発 言 者	内 容
古壕教育長	続きまして、議案第 6 号「教育委員会公告式規則の一部改正について」の件を議題といたします。 事務局、議案の朗読の朗読をお願いします。 （議案朗読）
野沢書記	
古壕教育長	小林課長から説明をお願いします。
小林課長	資料 2、1 ～ 2 ページになります。第 1 条で規定していた「規則等」とい略称を削除し、以下関連する文言を訂正するものです。また、公布文書の電子保存に対応するため、公布する者の氏名を従来の手書きによる署名押印から、活字による記名押印に改めるため、第 2 条第 2 項を改正するものです。 よろしくご審議くださいますようお願いいたします。 皆様からご質問があればお受けします。 （質問なし）
古壕教育長	質疑なしと認めます。
委員全員	これから議案第 6 号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
古壕教育長	異議なし。
委員全員	異議なしと認めます。
古壕教育長	従って、本案は、原案のとおり可決されました。
野沢書記	続きまして、議案第 7 号「芳賀町教育委員会事務局組織規則の一部改正について」の件を議題といたします
古壕教育長	事務局、議案の朗読の朗読をお願いします。
小林課長	（議案朗読） 小林課長から説明をお願いします。 資料 2、3 ページからになります。学校教育課の学校管理係と学校教育係の所管事務で、別表の事務分掌に規定されていなかった事務を追加するとともに、生涯学習課の事務分掌のうち他の課に移管となる事務を削除するものです。 7 ページをご覧ください。 右側の改正案の学校管理係「(11) 学校の設置、管理及び廃止に関すること」から「(14) スクールバスに関すること」が追加となり、学校教育課係では 8 ページになりますが「(7) 学校職員の指導及び支援に関すること」から「(9) 特別支援教育に関すること」が追加となりました。また、同じ 8 ページの左側の現行で生涯学習課生涯学習係の「(6) 国内外の交流に関すること」は総務課庶務人事係に、「(7) 結婚支援に関すること」は企画課みらい創生係に移管となるため、削除しました。以上です。
古壕教育長	皆様からご質問があればお受けします。

発 言 者	内 容
黒崎委員	下線の部分が変わったということですね。 3点お聞きします。 学校管理係の(11)に私立学校に関するのとありますが、私立学校は関係するのですか。
小林課長	他市町では総務課にこの事務分掌がある場合もあります。
黒崎委員	私立学校はありませんね。県では文書学事課に私立高校があります。
野沢書記	過去に私立幼稚園、のぶ幼稚園に関する事務を学校管理係で行っていました。
古壕教育長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりますと、私立学校に関する事務は、教育委員会部局から除外されています。町では、除外したものを担当する係がないため、教育委員会に委任しています。
黒崎委員	わかりました。 次に生涯学習課に関する部分です。9ページの(11)コミュニティに関することは、もともとあったものでしょうか。
小林課長	現行規則の(13)にあります。
黒崎委員	内容についてお伺いします。
仲尾課長	コミュニティ補助金が主な事務になります。公民館や自治会で催し物を行う際に、町では5万円を限度に補助をしています。
黒崎委員	わかりました。 部活動地域移行の事務についての規定がありませんが、いかがでしょうか。
古壕教育長	部活動地域移行という記載はありませんが、スポーツ振興係の生涯スポーツの推進に関するのと、学校教育係の学校職員の指導及び支援に関することの両方で読むことができれば、解決できます。
黒崎委員	わかりました。
古壕教育長	他にご質問はありますか。
委員全員	(質問なし)
古壕教育長	これから議案第7号を採決いたします。
	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
古壕教育長	異議なしと認めます。
	従って、本案は、原案のとおり可決されました。
	続きまして、議案第8号「芳賀町奨学資金貸与規則の一部改正について」の件を議題といたします
	事務局、議案の朗読の朗読をお願いします。

発言者	内 容
野沢書記 古壕教育長 小林課長	（議案朗読） 小林課長から説明をお願いします。 資料 10 から 14 ページです。11 ページの別記様式第 1 号では、以前ご指導をいただきました連帯保証人の欄の本人との続柄が「柄続」となっていた誤字を訂正するとともに、携帯電話の記入欄の追加など現状に即した様式に変更し、12 ページの別記様式第 6 号では、借用証書の作成にあたり印紙税法の規定より課税対象となるため、収入印紙の貼付欄を追加するものです。
古壕教育長 委員全員 古壕教育長 委員全員 古壕教育長	皆様からご質問があればお受けします。 （質問なし） これから議案第 8 号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。 従って、本案は、原案のとおり可決されました。 続きまして、議案第 9 号「芳賀町スクールバスの管理及び運行規則の一部改正について」の件を議題といたします 事務局、議案の朗読の朗読をお願いします。
野沢書記 古壕教育長 小林課長	（議案朗読） 小林課長から説明をお願いします。 資料 15 ページです。芳賀北小管内のスクールバス乗降場所「下高根沢駐在所前」について、駐在所が取り壊しになったため、地名である「寺の内」に変更するものです。
古壕教育長 黒崎委員 小林課長 黒崎委員 古壕教育長 委員全員 古壕教育長	皆様からご質問があればお受けします。 下高根沢駐在所は建て替えではなく、取り壊しになったのですか。 はい。移転になるそうです。 わかりました。 これから議案第 9 号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。 従って、本案は、原案のとおり可決されました。 続きまして、議案第 10 号「芳賀町部活動地域移行検討委員会設置要綱の制定について」の件を議題といたします。 事務局、議案の朗読の朗読をお願いします。
野沢書記 古壕教育長	（議案朗読） 小林課長から説明をお願いします。

発言者	内 容
小林課長	資料 17・18 ページです。 部活動の地域移行に関して、必要な事項について検討を行うことを目的とした検討委員会を設置・運営するために本要綱を制定するものです。委員の構成は、第 3 条のとおり、学識経験者、スポーツ団体・文化団体の代表者、中学校長、保護者の代表等を想定しています。また、第 7 条、検討委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理するという規定にさせていただきます。ご審議くださいますようお願いいたします。
古壕教育長 黒崎委員	皆様からご質問があればお受けします。 昨年行っていた会議は、検討会ではなく準備会だったということでしょうか。
小林課長	事前の情報共有や情報伝達を目的に開催していました。今後、検討会において移行に関しての専門的なご意見を伺う予定です。
塩野委員	準備会と検討委員会のメンバーに変更はありますか。
小林課長	新たに文化団体の代表者と中学校保護者の代表者を加えました。
塩野委員	いつから開始するのですか。
小林課長	まだ具体的には決まっていません。
塩野委員	メンバーは決まっているのでしょうか。
小林課長	これからです。
塩野委員	わかりました。
古壕教育長	他にご質問があればお受けします。
委員全員	(質問なし)
古壕教育長	これから議案第 10 号を採決いたします。
	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
古壕教育長	異議なしと認めます。
	従って、本案は、原案のとおり可決されました。
	続きまして、議案第 11 号「芳賀町立小中学校学習指導助手配置要綱の一部改正について」の件を議題といたします。
	事務局、議案の朗読の朗読をお願いします。
野沢書記	(議案朗読)
古壕教育長	小林課長から説明をお願いします。
小林課長	資料 19・20 ページです。現在、学習指導助手の応募資格は、小・中学校の教員免許の取得者となっていますが、人材を確保するため、高等学校の免許状取得者や外国語に関する知識や語学力などの特殊技能を持つ者なども対象とするために第 3 条第 1 号に「ただし、教育長が特に認めたときは、この限りではない」という規定を追加し、応

発 言 者	内 容
古壕教育長 黒崎委員	募資格を拡充するものです。また、令和 6 年度より会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとなったため、条文を改正するものです。 皆様からご質問があればお受けします。 第 3 条第 1 号で各相当学校、各相当免許状とありますが、具体的に説明をお願いします。
古壕教育長 黒崎委員 古壕教育長 委員全員 古壕教育長 委員全員 古壕教育長	小学校の場合は小学校免許状、中学校の場合は中学校免許状です。 わかりました。 他にご質問があればお受けします。 （質問なし） これから議案第 1 1 号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。 従って、本案は、原案のとおり可決されました。
野沢書記 古壕教育長 小林課長	続きまして、議案第 1 2 号「芳賀町教育相談員の配置要綱の一部改正について」の件を議題といたします。 事務局、議案の朗読の朗読をお願いします。 （議案朗読） 小林課長から説明をお願いします。 資料 21・22 ページです。学習指導助手と同様に、令和 6 年度より会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとなったため、条文を改正するものです。
古壕教育長 委員全員 古壕教育長 委員全員 古壕教育長	皆様からご質問があればお受けします。 （質問なし） これから議案第 1 2 号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。 従って、本案は、原案のとおり可決されました。
野沢書記 古壕教育長 小林課長	続きまして、議案第 1 3 号「芳賀町就学援助費交付要綱の一部改正について」の件を議題といたします。 事務局、議案の朗読の朗読をお願いします。 （議案朗読） 小林課長から説明をお願いします。 資料 23～28 ページです。就学援助の認定に際して、現在、すべての申請案件について、民生児童委員による戸別訪問を行っておりますが、この戸別訪問については、委員の負担が大きいため、民生児童

発 言 者	内 容
古壕教育長 委員全員 古壕教育長 委員全員 古壕教育長	委員協議会から軽減を求める要請がありました。本来、要綱第2条第7項の規定による収入不安定世帯による申請のみ民生・児童委員の助言等により総合的に勘案して判断することと規定されていることから、この場合のみ、戸別訪問すれば済むように申請の段階で訪問の必要性を判断できるような根拠資料の添付を義務づけるために改正するものです。 皆様からご質問があればお受けします。 （質問なし） これから議案第13号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。 従って、本案は、原案のとおり可決されました。 続きまして、議案第14号「芳賀町通学路安全対策推進協議会設置要綱の一部改正について」の件を議題といたします。 事務局、議案の朗読の朗読をお願いします。
野沢書記 古壕教育長 小林課長	（議案朗読） 小林課長から説明をお願いします。 資料29・30ページです。令和6年4月1日から芳賀町部課設置条例が全改正され部制が廃止されます。新たに芳賀町課設置条例が施行されることになり、本要綱の条文において旧条例の部課名を引用している箇所があることから、新条例の施行に併せて、要綱第4条第2号に規定する「芳賀町総務企画部総務課」を「芳賀町総務課」に、第4条第3項で規定する「芳賀町建設産業部建設課」を「芳賀町建設課」に改正するものです。
古壕教育長 委員全員 古壕教育長 委員全員 古壕教育長	皆様からご質問があればお受けします。 （質問なし） これから議案第14号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。 従って、本案は、原案のとおり可決されました。 続きまして、議案第15号「芳賀町スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正について」の件を議題といたします。 事務局、議案の朗読の朗読をお願いします。
野沢書記 古壕教育長	（議案朗読） 小林課長から説明をお願いします。

発言者	内 容
小林課長	資料 31・32 ページです。令和 6 年度から勤勉手当を支給することによる改正と公務災害の補償に関する根拠法令を変更するための改正です。
古壕教育長	皆様からご質問があればお受けします。
委員全員	(質問なし)
古壕教育長	これから議案第 15 号を採決いたします。
委員全員	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
古壕教育長	異議なし。
	異議なしと認めます。
	従って、本案は、原案のとおり可決されました。
	続きまして、議案第 16 号「芳賀町学校給食食材費高騰対策補助金交付要綱の一部改正について」の件を議題といたします。
	事務局、議案の朗読の朗読をお願いします。
野沢書記	(議案朗読)
古壕教育長	小林課長から説明をお願いします。
小林課長	資料 33・34 ページです。給食食材の価格高騰に対応するために令和 5 年度から食材購入に対する補助を行っています。しかしながら給食食材費の高騰は続いており、令和 6 年度においてもさらに補助額を増額して保護者の負担軽減を図る必要が生じております。このため、児童生徒 1 人当たり月額 400 円の補助額を令和 6 年度は児童 1 人当たり月額 1,100 円、生徒は一人当たり 1,300 円に改正するとともに実施期間を 1 年間延長するものです。
古壕教育長	皆様からご質問があればお受けします。
黒崎委員	金額の改訂は難しいと思いますが、どのように決定したのですか。
小林課長	令和 5 年度については、7 パーセントの物価上昇ということで金額を定めました。令和 6 年度については、25 パーセント上昇相当額を加算しました。
山口委員	毎年上昇した場合、毎年改正していくのでしょうか。
小林課長	国の財政的な援助が見込まれるため補助を続けていますが、今後上昇が続くようであれば、給食費の値上げは検討しなければならないと思います。町はできるだけ保護者の負担軽減を図りたいと考えているため、このような対応を取らざるを得ないと思っています。
古壕教育長	他にご質問があればお受けします。
委員全員	(質問なし)
古壕教育長	これから議案第 16 号を採決いたします。
委員全員	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	異議なし。

発言者	内 容
古壕教育長	異議なしと認めます。 従って、本案は、原案のとおり可決されました。 続きまして、議案第 17 号「芳賀町特別支援教育補助員取扱要領の一部改正について」の件を議題といたします。 事務局、議案の朗読の朗読をお願いします。
野沢書記	(議案朗読)
古壕教育長	小林課長から説明をお願いします。
小林課長	資料 35・36 ページです。会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための改正です。
古壕教育長	皆様からご質問があればお受けします。
委員全員	(質問なし)
古壕教育長	これから議案第 17 号を採決いたします。
委員全員	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
古壕教育長	異議なし。 異議なしと認めます。 従って、本案は、原案のとおり可決されました。 続きまして、議案第 18 号「芳賀町学校職員服務規程の一部改正について」の件を議題といたします。事務局、議案の朗読の朗読をお願いします。
野沢書記	(議案朗読)
古壕教育長	小林課長から説明をお願いします。 資料 37～39 ページです。本規定で準用している栃木県の「学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例」及び「職員の育児休業等に関する条例」の一部改正に伴い生じていた改正漏れのほか、実情にあわせて履歴書の提出先や文言などを改正するものです。
古壕教育長	皆様からご質問があればお受けします。
委員全員	(質問なし)
古壕教育長	これから議案第 18 号を採決いたします。
委員全員	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
古壕教育長	異議なし。 異議なしと認めます。 従って、本案は、原案のとおり可決されました。 続きまして、議案第 19 号「生涯学習施設利用団体等の使用料減免認定について」の件を議題といたします。 事務局、議案の朗読の朗読をお願いします。
野沢書記	(議案朗読)
古壕教育長	仲尾課長から説明をお願いします。
仲尾課長	資料 3－1 をご覧ください。使用料の減免については、各施設の条

発 言 者	内 容
古壕教育長	例及び条例施行規則によって規定されています。全額を免除する条件は、(1)町及び町の関係機関又はこれに直接関係する団体が使用するとき、(2)町社会教育関係団体又は社会福祉団体等が公共の福祉のために使用するとき、(3)町内の各種団体等が公共の福祉のために使(4) その他教育委員会が特に必要と認めたときとなっています。また、使用料を2分の1減免する条件は(1)町外の各種団体が公共の福祉のために使用するとき、(2)その他教育委員会が特に必要と認めたときとなっています。 資料3-2と併せてご覧ください。1団体を除き、すべて継続となっています。継続については、令和5年度と同様の減免種別となっています。昨年度、審議が必要となった団体とその状況についてご説明します。芳賀絵画クラブですが、町民会委員の割合を増やすように指導してきましたところ、今年度で過半数を超えましたので、令和6年度は全額免除の認定ができると思われます。ソーイング教室ですが、町民の割合が過半数を切っているため、前年と同様に2分の1減免が適切ではないかと思われます。書道教室は、講師のみが町民ですが、生涯学習センター事業でもボランティアとして協力していただいています。引き続き町民の会員を増やすことをお願いし、講師が公共の福祉に資する活動を行うこととして指導し、同様に2分の1減免が適切ではないかと考えています。シニアピアノは、町民3人の団体で、高齢であるため、令和5年と同様ボランティアには協力できるが、出前講座には協力できないという報告がありました。引き続き公共の福祉に資する活動を行うように指導し、前年同様全額免除でよいのではないかと考えています。T O S S 芳賀野は、教員の個人的な勉強会です。夏休みに町民会館を利用して子ども向けイベントを開催していますが、町民は2名で過半数に達していませんので、前年同様2分の1減免が適切ではないかと考えています。最後に、新規の申請ですが、N P O 誠心空手道場ですが、令和5年4月から新規団体として週2回ほど水橋分館大会議室で通常利用しています。申請時にも、減免についての説明はしましたが、申請は行いたいということでしたので、受理はした次第です。令和6年度も令和5年度と状況が変わらず、講師が中心となって月謝をとって活動している団体ですので、減免の対象とはならないと思われるため、却下が適切ではないかと思われます。以上です。 では、芳賀絵画クラブ、ソーイング教室、書道教室、シニアピアノ、T O S S 芳賀野の5団体については、事務局は昨年と同様というこ

発言者	内 容
黒崎委員 仲尾課長	とで、事務局は考えているようですが、これについてご意見をお伺いします。 シニアピアノも全額免除ですか。
古壕教育長 仲尾課長	以前は出前講座も行っていたことから全額免除でした。現在はボランティアとして施設等で演奏することは可能だが、高齢のため、人に教えることは難しいということです。
黒崎委員	この団体は３名だけですか。
古壕教育長 委員全員	はい。皆さん８０歳前後です。
古壕教育長 黒崎委員	これまでの貢献と実績に基づき全額免除が適切ではないかと思えます。
古壕教育長	５団体については、事務局案のとおりでよろしいでしょうか。
黒崎委員	異議なし。
古壕教育長 塩野委員	続きまして誠心空手道場についてご審議をお願いします。
古壕教育長	講師が月謝をとって教室を行っているということですね。
黒崎委員	本来、講師が道場を持つべきところを、場所を借りて行っている教室の使用料の減免を求めているということです。
古壕教育長 委員全員	月謝をとって活動している団体は減免の対象にしないと町の例規で規定されているのですか。
古壕教育長	社会教育法で規定されています。
黒崎委員	営利の線引きは。
古壕教育長	材料費の徴収は営利ではありません。材料費以上の額の徴収は営利とみなします。
黒崎委員	社会教育法以外に町の例規でもきちんと規定しておく必要があると思います。
古壕教育長 委員全員	これから議案第１９号を採決いたします。
古壕教育長	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
古壕教育長	異議なしと認めます。
	従って、本案は、原案のとおり可決されました。
	続きまして、議案第２０号「令和６年度芳賀町小中学校県費負担職員の異動について」の件を議題といたします。
	本案件は、人事案件ですので、秘密会議にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
古壕教育長	異議なしと認めます。
	それでは、暫時休憩して秘密会議に入ります。事務局職員の退席をお願いします。

発 言 者	内 容
古壕教育長	芳賀町教育委員会会議規則第 8 条の規定に基づき秘密会 事務局職員 一時退席 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を閉じたいと思 います。次回は、4 月 1 6 日奨学生選考委員会終了後です。

9 閉 会 午後 3 時 4 7 分